

農地中間管理事業に係る農用地等の借受希望者（受け手）の募集要項

1. 目的

この要項は、滋賀県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が農地中間管理事業規程に基づき、農用地等の借受希望者（受け手）を募集する際の必要な事項を定めるものです。

2. 募集の区域

募集の区域は、「借受希望者の募集区域」（別表1）のとおりです。

3. 募集の方法

借受希望者の募集は、機構のホームページ等へ掲載し行います。

4. 募集の時期

借受希望者の募集期間は、通年とします。

なお、窓口での受付業務は、平日の勤務時間内とします。

5. 応募の条件

借受希望者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

（1）機構から借り受ける農用地等について、その全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（2）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

但し、借受希望者（農地所有適格法人その他政令で定める者を除く。）が、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア）その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

イ）その者が法人である場合には、その法人の役員等のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

（3）当該農用地等を原則として10年以上借り受けて、農業生産活動を行うことができる者であること。

（4）「7. 応募の公表」に記載のことについて同意する者であること。

（5）借受希望者は、当該農用地等の周辺地域において、次の地域調和要件を満たすこと。

ア. 既に集落営農などの経営体により農地が集団化され、まとまった形で利用されている地域で、その団地化された農地の利用を分断するような農地利用を行わないこと。

- イ. 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、地域の農業者の農業水利が阻害されるようなことを行わないこと。
 - ウ. 無農薬、減農薬などで付加価値の高い作物栽培が行われている区域内で、この栽培が阻害されるような栽培管理をしないこと。
 - エ. 集落が取り組む営農活動（地域が共同で行う作付けや防除、除草、刈取り作業など）に支障を生じることを行わないこと。
- (6) 機構から借り受ける農用地等は、適正に利用してください。機構より、利用状況の報告を求めることがあります。
 - (7) 本申込書に記載の情報を、機構が必要に応じ、農地中間管理事業に係る機関、団体、関係集落に情報提供することを承諾すること。
 - (8) 借受希望者のほ場情報を、機構が必要に応じ、滋賀県農業共済組合他から情報提供を受けることを承諾すること。
 - (9) 機構から農用地等を借り受け後、正当な事由なく機構との貸借契約を解約しないこと。

6. 応募の方法

- (1) 借受希望者は、農用地等借受希望申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、機構に直接提出するか、又は市町若しくはJAの担当課を通じて提出してください。
- (2) 希望する区域が複数あり、記入欄が不足する場合には、新たな申込書の「3 借受けを希望する農用地等の条件」欄のみに記入して上記（1）の申込書に添えて提出してください。
- (3) 申込用紙は、機構ホームページ上で様式を出力できます。また、市町の担当課窓口又はJAの担当課窓口にも備え置きます。

7. 応募の公表

応募内容から次の事項を整理し、機構のホームページで公表します。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別
- (3) 借受けを希望する農用地等の種別及び面積
- (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする農産物

8. 有効期限

- (1) 農用地等借受希望申込書の有効期限は、受け付けした2年後の年度末とします。
- (2) 機構は、有効期限到来の2か月前にその通知をいたします。

9. 申込書の変更・取り下げ

- (1) 借受希望の募集に応募した者が、有効期限までに希望する農用地等の条件の変更・追加をするときは、農用地等借受希望申込書（変更）を機構に直接提出するか、又は市町若しくはJAの担当課を通じて提出してください。
- (2) 借受希望の募集に応募した者が、有効期限までにこれを取り下げようとする場合は、農用地等借受希望申込取り下げ書（別記様式第1-1号）に必要事項を記入して、機構に直接提出するか、又は市町若しくはJAの担当課を通じて提出してください。

10. 個人情報の取り扱い

機構は、応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施に限り利用します。

11. 応募の留意事項

- (1) 借受希望者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写しと構成員名簿を提出してください。
- (2) 借受希望者が認定新規就農者の場合は、青年等就農計画書の写しを提出してください。
- (3) 借受希望者が新規参入者の場合は、農用地等を借り受けて農業生産活動が可能であるか、経営計画の聞き取りを行いますので、経営計画書を提出してください。経営計画書は、機構ホームページ上で様式を出力できます。
- (4) 借受条件等の調整のため、別に通知する日時・場所で協議を行う場合がありますのでご出席ください。
- (5) 既に機構から農用地等を借り受けている借受農家から、経営継承^{注1}により、利用権の移転を受けようとする農業者は、機構へ農用地等借受希望の応募が必要です。
注1：例えば、農業経営の法人化、親から子への経営移譲等
- (6) 借受希望に応募を頂いても、貸付希望農用地のマッチングの結果により、貸し付けができないことがあります。この場合の借受希望者への通知は行いません。

12. 機構関連事業について

(1) 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

(2) 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

(3) 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

上記の説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

附則

この要項は、平成 26 年 5 月 27 日から施行します。

この要項は、平成 27 年 4 月 8 日から施行します。

この要項は、平成 28 年 3 月 24 日から施行します。

この要項は、平成 29 年 3 月 21 日から施行します。

この要項は、平成 30 年 2 月 20 日から施行します。

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。